

岐阜県公報

号外 (16) 平成二十一年四月一日

目 次

規 則

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例施行規則

(健康福祉政策課)

一

告 示

岐阜県保健医療計画(第五期)の一部変更

(同)

一

公 示

指定管理者の指定

(同)

二

規 則

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十一号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請時徴収の特例)

第二条 条例第三条第一項ただし書に規定する事務の性質上申請の際に徴収することができないものとして規則で定める手数料は、条例別表第一四十六の表に規定する手数料のうち、国又は地方公共団体から徴収するもの並びに同表に規定する水質試験手数料のうち、鉱泉分析及び飲用分析に係るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百四十六号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の六の規定により岐阜県保健医療計

画(第五期)の一部を変更したので、同法第三十条の四第十二項の規定により公表する。
 なお、変更後の計画書は、岐阜県健康福祉部健康福祉政策課及び各保健所(保健所に置かれる事務所を含む。)に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

公 示

指定管理者の指定

岐阜県福祉・農業会館に係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)第六条の規定により公示する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

ハヤックス・太平ビルサービス共同
 構成員

岐阜市市ノ坪町四丁目一九番地

ハヤックス株式会社

東京都新宿区西新宿六丁目二番一号

太平ビルサービス株式会社

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

平成二十一年四月一日発行

発行者 発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一 岐阜文芸社